



おくすり通信

No. 71 経口補水液

こんにちは、薬剤科です。熱中症が心配な季節が近づいてきています。熱中症に使用することもある経口補水液についてご説明いたします。

《経口補水液は病者向けの食品》

経口補水液とは、脱水時の水・電解質の補給のために利用する「特別用途食品」です。一般向けでは無く病者等向けの食品のため、医師等の指導の下で使用しましょう。日常の水分補給として飲むものではありませんのでご注意ください。

組成として、一般的な清涼飲料水よりもナトリウムやカリウムの量が多く、脱水で失われた水と電解質を素早く吸収できる配合となっています。ナトリウムやカリウムの摂取制限を医師から指示されている場合は、必ず医師と相談し、指導に沿って使用してください。

成分	Na（ナトリウム）	K（カリウム）	ブドウ糖
経口補水液の基準	92～138mg/100mL	59～98mg/100mL	1.00～2.60g/100mL

《特別用途食品としての経口補水液》

特別用途食品とは、乳児の発育や、妊産婦、授乳婦、嚥下困難者、病者などの健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示を行う食品のことで、表示には消費者庁長官の許可が必要です。病者用食品の許可には許可基準型と個別評価型の 2 つあります。経口補水液はもともと個別評価型で許可が出ていましたが、許可基準が新設され現在ではどちらも流通しています。

- 許可基準型・・・基準を満たしているか審査して許可する
- 個別評価型・・・個別に効果等を評価する

以前は表示の許可を取らずに経口補水液と紛らわしい表示をしている清涼飲料水が存在していましたが、それらへの対応として令和 5 年 5 月 19 日に許可基準型の「経口補水液」が新設されました。許可を得ずに「経口補水液」と表示している飲料については令和 7 年 5 月末までに対応するよう消費者庁次長から通知が出ています。

特別用途食品の用途説明は許可を受けた表示内容のみでされており、商品により異なります。経口補水液の場合、許可基準型では用途として「感染性胃腸炎による下痢・嘔吐に伴う脱水時の水・電解質の補給」のみ表示可能ですが、個別評価型は個別に許可された疾患名を表示することができます。購入する際は表示内容を確認しましょう。

特別用途食品	妊産婦、授乳婦用粉乳 乳幼児用調製粉乳 嚥下困難者用食品 病者用食品：経口補水液	許可基準型：用途表示の許可は「感染性胃腸炎」のみ 個別評価型：用途表示の許可は個別に許可 例「熱中症」

そのほか気になる点がございましたら、お気軽にご相談ください。